

条例見直し内容の検討について(今後の方向性) (案)

1 概要

これまでいただいた御意見を踏まえ、条例見直し内容の検討にあたり次のとおり整理を行った。

本条例は理念条例であり、具体的な取組内容は計画で定め、その計画に基づき施策を実施するという構成となっているが、より柔軟に施策を展開する観点から、この考え方は維持する。

なお、令和4年第1回県議会定例会厚生常任委員会において、条例の見直し結果として「改正の必要性の有無」等について報告することとなっており、下記の整理を踏まえ、改正をする方向で検討を行うこととし、具体的な改正内容の検討を令和4年度に行うこととする。

2 検討事項の整理 (案)

(1) 手話を必要とするろう児やろう者の手話の習得の位置付けについて

条例にある「手話の普及等」とは、ろう者の社会的障壁の除去や社会参加に関わる取組であり、一般県民に向けた普及の他、手話を必要とするろう者自身が手話を習得できることは、ろう者自身による意思決定やろう者の社会参加の観点から必要であり、国等における取組強化の流れと合わせて、そうした環境整備を行うことも含めて社会的障壁の除去に向けた取組として計画に位置付けることとする。

また、現在の条例第3条(基本理念)では、手話を「ろう者が大切に受け継いできた」所与のものとして記載しているが、上記のような観点をよりわかりやすくするために、条例において、「今後も当事者により手話が受け継がれていくことの必要性」といった理念的な部分の記載の必要性を含めて検討を行う必要がある。

※ 手話言語条例では、県の責務として、第4条において、県は第3条に定める基本理念に則り、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有すると規定している。

(2) 盲ろう者についての言及

盲ろう者の中には、手話を使用する者がおり、手話言語条例では、手話を使用する方を「ろう者」としていることから、現在、手話を使用する盲ろう者もその定義の中に含まれるということで整理されている。このことについて、社会通念上、また、国の障害施策等の体系においても、ろう者と盲ろう者は別であるとの考え方を踏まえ、条例において盲ろう者について言及する必要性について検討する。

(3) 非常時を含むあらゆる場面において手話で意思疎通できる環境の整備について

手話で意思疎通できる環境の整備については、現在の条例目的が達成された社会の姿であり、当該条例に基づく、具体的施策（計画）の推進により取り組む事項として整理する。

(4) 手話通訳の養成や活動環境の充実について

手話通訳の養成や活動環境の充実については、条例の基本理念を実現するために施策として取り組む内容であり、具体的な手話の推進に係る取組として、計画に位置付ける事項として整理する。